

令和5年度 新潟市健康づくり市民啓発業務委託 仕様書

第1 業務名

令和5年度 新潟市健康づくり市民啓発業務委託

第2 業務委託期間

契約日から令和6年3月31日

第3 目的

市民の健康寿命の延伸に向け、市民の健康意識の醸成に向けた、「健康経営認定制度」「市民ウォーキングチャレンジ」「ちょいしおプロジェクト」の実施に合わせた効果的な広報により、働き盛り世代を含めた市民の健康づくりを推進するため、関連業務について委託するもの。

第4 事業の概要

(1) 健康経営認定制度

働き盛り世代の健康づくり推進に向け、従業員の健康管理を経営課題として捉え、健康づくりに取り組む事業所を本市独自の認定制度である「新潟市健康経営認定事業所」として認定し、その取組を支援するもの。

- ・認定制度は毎年7月から10月まで応募期間とし、募集を行う。
- ・認定期間：応募年度の翌年4月から3年間
- ・応募対象は、市内に本社・本店、支社・支店、営業所等を有する事業所等
- ・事業所の健康経営の取組について、3つの区分で認定している

クラス	取組内容
ブロンズ	経営者が健康経営の概念を理解し、健康経営宣言書等で明文化しているもの
シルバー	ブロンズクラスの要件を満たし、さらに健康経営の推進体制の整備、従業員の健康課題に即した取組を行っているもの
ゴールド	シルバークラスの要件を満たし、さらに健康課題に即した取組の結果を評価し、次の取組につなげているもの

(2) 市民ウォーキングチャレンジ

マイカー移動の多い市民の運動習慣の向上を図るため、スマートフォンのアプリ「グッピーヘルスケア」を使ってチャレンジ期間中の歩数を計測するもの。実施後のアンケート回答者の中から抽選で景品を進呈する。

なお、健康経営の一環と働き盛り世代の健康づくりとして、事業所向けウォーキングチャレンジも同時開催する。

- ・実施時期：令和5年10月のうち3週間（予定）
- ・参加方法：スマートフォンに新潟県健康アプリ『グッピーヘルスケア』のウォークラリー機能を使用し歩数を計測する。要事前申込
- ・対象：18歳以上の新潟市民（通勤、通学する方も含む）

(3) ちょいしおプロジェクト

本市では全国と比べて脳血管疾患や胃がんの死亡率が高くなっており、食塩のとり過ぎはこれらの発症リスクを高める原因のひとつといわれていることから、気軽に減塩に取り組めるきっかけとして「ちょいしおプロジェクト」を進めている。

その中で、減塩で野菜をたっぷり使用した「野菜 de ちょいしお」メニューを市内飲食店等において提供することで、市民の減塩意識の向上を図るもの。

- ・実施時期：令和6年1～2月（予定）
- ・提供店舗は、本市で別途募集し決定

第5 提案を求める事項

(1) 健康経営認定制度に関する広報

- 時期：令和5年7月～10月の間（認定制度の応募期間終了まで）
- 内容：健康経営認定制度の周知や認定事業所の紹介など、事業所が健康経営に取り組み、認定制度の応募のきっかけとなるような効果的な手段による広報
健康経営の取組の一環として7月開催予定の「健康経営セミナー」や10月に実施する事業所向けウォーキングチャレンジの紹介も併せて行う（参加募集は8月中旬～9月初旬を予定）
- ターゲット：応募対象となる事業所の経営者や労務担当者

(2) 市民ウォーキングチャレンジに関する広報

- 時期：令和5年9月～12月の間（ウォーキングチャレンジ終了まで）
- 内容：ウォーキングチャレンジ参加を促し、かつ、生活の中での運動を習慣化できるような効果的な手段による広報
なお、ウォーキングチャレンジに関する情報誌※の作成は必須とする。
※作成回数は、実施前、結果報告の最低でも2回は発行
概ねA4サイズ2枚程度（データ納品）とし、掲載は新潟市ホームページ等を予定
- ターゲット：ウォーキングチャレンジのメインターゲットとなる40～60歳代の働き盛り世代を中心とした健康づくり無関心層

(3) ちょいしおプロジェクトに関する広報

- 時期：令和6年1月～令和6年2月の間（メニュー提供期間終了まで）
- 内容：提供メニューの消費拡大とともに、減塩から食生活を見直すきっかけを促すような効果的な手段による広報
- ターゲット：健康づくり無関心層

(4) 留意事項

「第4 業務の概要」「第5 提案を求める事項」の内容を踏まえていけば、マスメディアの活用や広告、WEB、イベント、コンテンツ制作など広報手法に関しては特に定めはない。

- 提案における目的やターゲット、効果を明確にすること。
- 具体性のある実現可能な提案とすること。
- リーフレット、のぼり、POP等の啓発媒体の作成ではなく、雑誌、放送局等の媒体を活用し

た手法を提案すること。

第6 成果物

業務に関する成果物一式（現物及びデータ）（納期：協議して決定）

第7 留意事項

- 1 業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、必要に応じて双方合意の上変更することができるものとする。
- 2 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに委託者に報告・協議を行うこと。
- 3 本業務において、本仕様書に記載のない事項、または疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議すること。
- 4 業務実施にあたっては、業務に精通し、全体の掌握・監督を行う責任者を配置するとともに、委託者と逐次協議を行い、委託業務を進めること。
- 5 委託業務の全部を一括して再委託することは認めない。また、委託業務の一部を再委託しようとする場合は、再委託先を新潟市内に本店、支店、または営業所があり、かつ、新潟市入札参加資格者名簿に登録されている者とするに努め、以下の点を明確にして、あらかじめ委託者の承諾を得ること。
 - (1) 再委託する業務の範囲
 - (2) 再委託する合理性及び必要性
 - (3) 再委託先の業務履行能力
 - (4) 再委託業務の運営管理方法
- 6 受託者が本仕様書に違反して回復の見込みがないとき、または業務を完了する見込みがないときは、委託者は契約を解除して損害の賠償を請求することができる。
- 7 本業務の校正は、回数の制限を設けずに実施し、委託者と協議により業務を進めること。
- 8 著作権等
 - (1) 成果品および構成素材に含まれる第三者の著作権、商標権、その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に調査・処理を行うものとし、当該費用も見積額及び契約額に含むこと。
 - (2) 本業務に関する著作権（作成過程で作られた素材等の著作権も含む。）及びその他の権利は、すべて新潟市に帰属するものとし、今後、作成物を利用・複製する際に、団体・個人の同意や、同意に伴う金銭の支払いが発生しないようにすること。
 - (3) 委託者と受託者が協議の上、欠かすことのできないと認めた構成素材のうち、当該著作権を新潟市に帰属させることが困難なものについては、上記1）及び2）に記載の限りではない。
- 9 受託者あるいは受託者から再委託を受けたものが業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律に則り、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び棄損のないよう適切に管理すること。
- 10 受託者あるいは受託者から再委託を受けたものが業務を行うにあたり知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。